

## 備前市有料広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市が作成する印刷物等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報びぜん
- (2) 備前市ホームページ
- (3) その他市長が広告の掲載を認めるもの

### (掲載の制限)

第3条 市長は、広告が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等（岡山県及び市の条例及び規則を含む。）に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの
- (7) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれがあるもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

### (掲載の対象者)

第4条 広告を掲載することができる対象者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 事業を営む個人、法人又は団体。ただし、広報びぜんの広告掲載については、市内に事務所又は事業所を有するものとする。
- (2) その他市長が適当と認めるもの

### (広告の規格等)

第5条 広告の掲載位置、枠数、規格、広告掲載料等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第6条 市長は、毎年市長が定める期間に、翌年度分（5月から翌年の4月まで）の広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の募集を広報びぜん及び備前市ホームページにより行うものとする。

2 市長は、年度途中に広告の掲載枠に空きが生じた場合は、前項の方法に準じ、当該掲載枠について随時募集するものとする。

(掲載の申込み)

第7条 申込者は、備前市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の案を添えて、掲載しようとする日の属する月の初日の30日前までに市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、当該申込書の到達順に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。ただし、市長が認めるものにあつては、この限りでない。

2 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その旨を申込者に備前市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広報掲載料を前条の規定による掲載の決定後、市長の指定する期日までに市の発行する納付書により納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負わなければならない。

2 第三者から広告内容に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任及び負担において解決し、市は責任を一切負わないものとする。

3 広告の原稿、原版等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、備前市有料広告掲載申込内容変更届（様式第3号）に必要書類を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告の内容を変更するとき。

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、備前市有料広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

(3) 広告主又は広告内容を不相当と判断したとき。

(4) 広告主が前条に定める届出を怠ったとき。

2 市長は、広告媒体を編集し発行する上で支障があるときは、前項の規定にかかわらず広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月 1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

備前市有料広告掲載申込書

年 月 日

備前市長 様

申込者  
住所（事業所所在地）  
氏名（事業者名）  
電話番号  
担当者氏名

次のとおり【広報びぜん】・【備前市ホームページ】・【その他】に広告を掲載したいので、備前市有料広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき申請します。

広報びぜん		備前市ホームページ	
掲載希望回数		リンク先	http : //
掲載希望期間 年 月 から 月		広告の内容	広告デザイン案
広告の内容	別添データのとおり		
掲載希望サイズ			
①縦46mm×横131mm			
②縦46mm×横64mm			
		掲載希望期間	年 月 日から 月
その他市長が広告掲載を認めるもの			
<input type="checkbox"/> 別添データ及び資料のとおり			

※注意

1. ホームページ広告の規格は、縦60ピクセル、横120ピクセル、4キロバイト以内でG I F形式に限ります。
2. ホームページ広告の掲載期間は、1月単位です。
3. 広告の掲載を途中で中止した場合でも、広告掲載料は返還されません。
4. リンク先ホームページを中止し、閉鎖し、又は申請内容を変更する場合には、必ず事前に届け出てください。

様式第2号（第8条関係）

平成 年 月 日

様

備前市長 田原隆雄

備前市有料広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付で申込みのあった備前市有料広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分

広報びぜん  備前市ホームページ

掲載します

掲載期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( カ月)

掲載料

円 ( 円 × )

掲載しません

理由

なお、別添の納付書により掲載料を平成 年 月 日までに納付してください。